

平成31年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成31年3月15日 午前10時06分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
上下水道課長	長峰博美君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	林博行君
福祉課長	香取秀一君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	仲代直人君
税務課長	石山和雄君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 小島孝裕

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成31年3月15日（金曜日）

午前10時06分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 河内町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第8号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程10. 議案第9号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程11. 議案第10号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程12. 議案第11号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程13. 議案第12号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程14. 議案第13号 平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程15. 議案第14号 平成31年度河内町一般会計予算
- 議案第15号 平成31年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 平成31年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第17号 平成31年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第18号 平成31年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第19号 平成31年度河内町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度河内町水道事業会計予算
- 日程16. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程17. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号

- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程10. 議案第 9 号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号
- 日程13. 議案第12号
- 日程14. 議案第13号
- 日程15. 議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
- 日程16. 選挙第 1 号
- 日程17. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 06 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、玉田健一氏外 5 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、食品ロス削減について、ペーパーレス化については星野初英君からの質問です。

2、防災対策について、環境問題について、空き校舎の利活用問題については篠原佳治君からの質問です。

3、第五次総合計画における町の取り組みについて、行政改革における役場機能と事務

改善については諸岡周示君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） おはようございます。9番星野初英でございます。

早朝より傍聴いただきありがとうございます。今回は2項目の質問をさせていただきます。

1項目といたしまして、食品ロス削減についてお伺いいたします。

先日の節分のとき恵方巻きが放棄されたニュースが報道されていまして。世界では8億人、9人に1人が栄養不足だと報じられていますが、その一方で、生産される40億トンの3分の1に当たる13億トンもの食料品が廃棄されています。日本国内における年間の食品廃棄量は食料全体の3割に当たる約2,800万トン、このうち売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるはずのいわゆる食品ロスは2015年で約646万トン、これは世界中の飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量、国連が食糧難に苦しむ国々に援助している総量320万トンのおよそ2倍に当たります。日本の食料自給率は現在38%で大半を輸入に頼っておりますが、その一方で、食べられる食料を大量に捨てているという現実があります。家庭から出される生ごみの中には手つかずの食品が2割もあり、さらにそのうちの4分の1は賞味期間内にもかかわらず捨てられているものがあります。そのほか、調理の際での野菜の皮むきや肉の脂身を取り除いたり、食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因となっております。食べ物をもっと無駄なく大切に消費していくことが必要になってまいります。食品ロス削減がごみ減量にもつながってまいります。

2項目めは、ペーパーレス化についてお伺いいたします。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、担当課長、前向きな答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 1項目めの質問ですが、初めに、一貫校になって自校式の給食となり、寒い時期は温かい汁物が食べられるようになり、よかったと思っています。そこで、学校給食における食品ロスの取り組みについて、寺崎事務局長にお伺いいたします。

続きまして、全国的に年間646万トンの食品ロスのうち、リサイクルされているのは3割程度と推測されています。残りはごみとして各自治体の焼却炉へ運ばれて燃やしても、結局灰が残るので、その処理も必要になってまいります。

家庭からの食品ロスを減らす第一歩は、まだ食べられる食品、もう食べられない食品を正しく知ることが大切です。例えばスーパーで買い物をするとさまざまな商品に賞味期限または消費期限が表記されております。賞味期限はおいしく食べられるになりますが、本来の期限より2週間前後もしくはそれ以上短めに設定されていることが多くあるそうです。購入してから表示されている保存方法を守って保管をしていれば、多少日にちが過ぎ

でも食べる事が可能です。日持ちのしないような卵や納豆なども、賞味期限の表記で10日から2週間ぐらいの設定になっております。もう一つの消費期限は、安全に食べられる期間になりますが、具体的な食べ物は日持ちしないお弁当、お握り、総菜、調理パン、生菓子、生麺、食肉などが挙げられます。消費期限と違って賞味期限であれば、多少期限切れでも食べる事は可能です。賞味期限切れを消費者も販売者も過剰に反応する余り、まだまだ食べられるのに廃棄されることが多いのです。

そこで、フードバンクの取り組みが食品ロスにもつながるのではと思います。河内町においても社会福祉協議会を通じて利用されていると思いますが、これは家庭や職場で余分にある食品をご提供いただくことにより、生活に困っている方、子供たちの生活、食事をサポートすることにつながります。他市町村でも、きずなBOXの設置をしているところがふえてきております。

そこで、香取課長にお伺いいたします。我が町においても、提供を受けるだけでなく、きずなBOXの設置に協力はできないものでしょうか。また、社会福祉協議会と連携してホームページに掲載したり、広報や社協だよりによりフードバンクや食品ロスの周知をすることはどのように考えておりますか、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 星野議員の質問にお答えします。

学校給食におきまして食品ロスが発生する場面は、調理段階での調理くずと給食提供後の食べ残しによるものがあります。

初めに、調理段階での調理くずにつきましては、かわち学園では肉と魚はあらかじめ指定した大きさにカットされたものを使用しておりまして、施設内での下処理は行ってないため調理くずは発生しておりません。また、野菜に関しましては下処理の段階で皮や切れ端などが調理くずとして発生しておりまして、こちらにつきましては生ごみとして廃棄をしております。

次に、給食として提供した後の食べ残しについてご説明いたします。

かわち学園での食べ残しの状況としましては、塩分の少ない薄味の献立で食べ残しが多い傾向にあります。学校給食では、幼少期から塩分の少ない薄味になれてもらい、食材そのものの味を大切に、将来の健康増進につなげるという目的があり、1日の塩分摂取量を考えて調理をしています。

学校給食での具体的な食べ残しを減らすための取り組みとしましては、毎週水曜日に委員会活動として給食委員会の児童生徒が副菜の残食調査を行いまして、その結果を食べ残しの少ない順にランキングにして発表するという取り組みをしております。この取り組みでは、児童生徒が食べ残しを直接目にする事で多くの食品が捨てられていることを実感し、食べ物を大切にする心を育てるとともに、競い合って食べ残しを少なくするという実質的な効果が得られております。また、配膳する際に、食べられない人は少な目にして、

多く食べたい人には多目に分けるといった取り組みも、クラス内での調整ではありますが、行っております。

ほかには、地場産品食材を使用することで、食材への興味関心を持たせるようにしております。具体的には、農業委員会の耕作放棄地対策で作付された大根の収穫体験や、長竿農地を考える会、シニアクラブの皆さんに応援をいただいて、学校農園で収穫した大根を給食に使用し、食材への感謝の気持ちを養うといった取り組みを実施しております。現在は、米とネギ、レンコンなど一部の野菜、加工品では納豆や豆腐などの地場産品を使用しており、納豆などはとても好評だと聞いております。引き続き、可能な限り地場産品の使用を推進してまいりたいと考えております。

また、農作物の生産者の方々から子供たちが直接話を聞く機会を設けまして、作物ができるまでの作業の大変さを理解することで食材への感謝の気持ちを養う学習も行っておりまして、これらの取り組みが食べ残し削減につながるものと考えております。

学校給食が自校式となって10カ月がたち、残食の少ないもの多いものの傾向がわかってきておりますので、栄養摂取のバランスに考慮しつつ、子供たちの嗜好を献立に反映して食べ残しを減らすことにも取り組んでいきたいと考えております。

また、食生活に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけるためには各家庭での取り組みも非常に大切になってきます。献立表に、食べ残しや偏食、その他食生活が体に与える影響など、食育に関する記事を掲載しまして、毎月、各家庭に配布するとともに、かわち学園のホームページに掲載することで啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 香取福祉課長。

○福祉課長（香取秀一君） ご質問にお答えします。

フードバンクとは、企業や個人から食料品の寄附を受けて、これらの食品を必要としている福祉施設や経済的に厳しい生活を送る人たちに配給する活動を行っております。河内町においては、社会福祉協議会のほうで平成27年10月19日にフードバンク茨城と食品の提供について確認書を交わし、契約しています。活用については、生活困窮者の相談等、資金貸付相談や生活保護相談などを行い、生活自立のために一時的な食品の提供が必要と認められた場合、フードバンク茨城に食品を依頼し、対象者へお渡ししているそうです。

きずなBOXの設置ですが、現在、河内町にはきずなBOXは設置されていません。ですが、社会福祉協議会に持ってきていただければ、フードバンクに届けていただけるそうです。きずなBOXの設置申請は可能だそうですが、社会福祉協議会としましては、まずは役場や出先機関窓口での協力をお願いし、品物が多く届くようになれば、そういう状況になれば設置の申請を考えたいとのことでした。

無駄な食品または廃棄される食品がたくさんある、このような今の生活の中で、少しでも無駄な食品が出ないようにすることも考えながら、フードバンクの周知を踏まえ、社協だよ

り、ホームページへの掲載もお願いいたしました。また、町発行の「広報かわち」にも掲載できるようお願いする予定でございます。

以上になります。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 寺崎事務局長、ありがとうございました。

地域の皆さんの協力をいただきながら感謝の気持ちを養う取り組みとか、食べ残しを減らす取り組み等々、素晴らしい取り組みをしていると思いました。学校給食における取り組みがよくわかりました。食育とともに、何のために食品ロスの削減をするのかということ、それが地球環境にかかわってくるという環境教育もあわせていただいていると思いますが、何のためにということを確認に指導していただき、啓発をしていただきたいと思います。

また、各家庭の取り組みについても引き続き今後ともよろしくお願いいたします。

香取課長、ありがとうございます。

昨日、回覧板にてかわち広報が届きました。その中のごみの減量について考えてみようという記事が掲載されていて、食品ロスについても少し触れておりました。きずなBOXの記事を載せていただくときも、食品ロスのことと一緒に掲載していただき、生活する上で当たり前のように続けていけるように、啓発、周知をしていただきたいと思います。そして、河内町においても、きずなBOXを皆さんに知っていただき、設置できますことを期待いたします。

続きまして、2項目めの質問をいたします。

行政機関のペーパーレス化についてはさまざま見当がされているようですが、主に議会資料のペーパーレス化についてお伺いいたします。

皆様もご存じのように、近隣では美浦村議会にてタブレット端末を導入されております。美浦の議員にお聞きしましたら、執行部の提案にて取り入れたそうですが、住民の方からいろいろと聞かれて説明するときにも、タブレットを見ればすぐわかるし、説明がしやすくなったし、例規集、条例の加除費用の差しかえ、また印刷もしなくてもいいし、議案書等も届けなくてもいい、議員一人一人、電話で予定を聞く手間も省け管理が楽になったそうです。初期費用はかかるようですが、お金にかえられない有益なものがあり、ごみが少なくなるとお聞きしました。

そこで、諏訪課長にお伺いいたします。ペーパーレス化導入の考えについてと、メリット・デメリットについての答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

町が町議会においてタブレット端末を導入し、会議等での紙資料を使わないペーパーレス化に取り組むことについては、現時点で具体的な計画はございませんが、近隣自治体の

先行事例として、ご質問の中にもございました美浦村議会での取り組みが参考になると考えております。

美浦村では、平成23年3月の東日本大震災を契機として災害に強い情報連携システムを構築するため、平成25年6月に、議会議員や村長及び教育長、部長及び議会事務局等の一部職員に対してタブレット端末を貸与し、議会のペーパーレス化に取り組み始めました。そして、平成27年6月には、議案書、一般質問資料等の紙配付を全廃し、完全ペーパーレス化を実現するとともに、同年9月に、議場に電子掲示板を導入しております。

ご質問いただきました町議会においてタブレット端末の導入によりペーパーレス化の取り組みを行うことにつきましては、美浦村等の先行事例について調査研究を行い、システムの導入にかかる費用等にも留意しながら、議会事務局とともに議員の皆様のご意見を伺いながら検討していく課題であると考えております。

続きまして、ペーパーレス化導入のメリット・デメリットについてお答えいたします。

町議会へのタブレット端末導入を検討する際のメリット、効果としては、美浦村の事例を参考とすると、災害時などの地域住民への情報伝達手段として使用が可能なこと、議員への通知や連絡が迅速にできること、議員と議会事務局、執行部の情報共有により議会活動が円滑化することや、議員同士のコミュニケーションツールの強化、紙資料をなくしたことによる用紙代や印刷代の削減などが挙げられております。

また、ペーパーレス化により紙の使用量を減らすことによるCO₂排出量の削減や文書等の郵送費等の削減、資料のコピーや印刷に係る業務の効率化に加えて、書類等の収納保管スペースの縮減等も図れるのではないかと考えております。

次に、デメリットとしては、タブレット端末等の機器やサーバ機器、ソフトウェア等の購入経費、機器を設置する際の整備経費などの導入経費に加え、システムの保守等にかかる経費やタブレット端末の使用に伴う通信経費等が生じることとなります。

また、システムの運用面では、議員及び職員等がシステムの操作になれるための研修やマニュアルの整備等のサポート体制の整備に加え、タブレット端末の使用に伴う通信経費の負担のあり方等についても課題になると考えております。

町は、こうしたメリット・デメリットも十分に検証しながら、さらなる行政サービスの向上及び業務の効率化等を目指してペーパーレス化の推進について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 諏訪課長、ありがとうございました。

デメリットもありますが、たくさんの方がメリットがございます。議員たちの考えもあると思いますので、時代の流れで先行きいずれは導入するときに来るとは思っておりますが、議員も含めて前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） おはようございます。1番篠原佳治でございます。傍聴の皆様方には、早朝より大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。私、今期第2番目の一般質問です。

間もなく天皇陛下代がわりの時が訪れます。新元号へと移行する中、私たちは少しでも明るい生活を願ってやみません。災害が多かったと感じる平成の時代、東日本大震災から8年がたちました。広域的な大災害が多発する中、悲しい記憶は、人はそれぞれの形でこれからも背負っていかなければなりません。現在、人間関係が希薄になってきておりますが、自分たちでできることは自分たちで、人任せにしないで地域のつながりを密にしていこう工夫を何とかしなければならぬと改めております。少子高齢化が進み、河内町もその最たる町の一つであります。独居や高齢化家族がふえておりますが、この町を離れている人であっても、ひとり暮らしの親や両親を心配しない人はいません。新しい時代に向け防災環境を整え、高齢者のみならず住んでいる人に強く優しいまちづくりをすることで安心して暮らしていくことができ、河内町は再認識されると思います。

そのようなことを念頭に、今回3点にわたり質問いたします。1点目、防災対策として、2点目、環境問題、3点目、学校の跡地利用についてです。

質問は自席にてさせていただきますが、答弁内容によっては再質問させていただきますので、町長、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） まず、1点目、防災対策についてです。

昨年からは皆さんにも協力していただきながら新利根川清掃が進められているところではありますが、きれいになったり汚れたりの繰り返し、イタチごっこ状態であります。もっと水が浄化されればと思っているところではありますけれども、水深も深い場所、また、極端に浅い場所と、さまざまになってきております。岸边から見ると危険な箇所も随所に見られます。以前には、そういったところから車両が転落し死亡事故が起きて、また、人が転落、流されたというようなこともありました。つい最近には、橋のたもとで乗車同士が出合い頭に衝突し、1台が川のへりまで飛ばされ宙づり状態になるといった事故もありました。そのような場所には、ぜひとも信号機も取りつけてほしいと、そういうふうに願ってやみませんけれども、そのことも含めてですけれども、河内町に接する新利根川は10キロメートルから成りますが、有事の際にボートや資機材の上げ下ろしのできる場所が1カ所もありません。そこで、町で管理する救難救助用の専用箇所としてスロープを整備してはと考えますが、いかがでしょうか。

加えて、利根川についても同様なのですが、やはり河内町と接する距離が18キロメートルからありますが、毎年のように何件かの水難事故が発生しております。そのたびに消防

署や町の消防団の出場が余儀なくされるところですけれども、時には町の有志の協力を得るといふようなこともあります。ボートなどを無理に下ろそうとする場所は橋のたもと数カ所ありますけれども、上げようとするには相当無理な勾配と思われまゝ。そこで、新利根川同様、資機材などを無理なく上げ下ろしのできるスロープが必要と考えます。

場所として、つつみ会館南側公園付近がふさわしいと思われまゝですが、担当課長、考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

現在、水難事故等に対応するために、町に接している利根川の左岸には河川管理者である国により整備された救難救助用スロープが3カ所ございます。具体的には、長豊橋上流、常総大橋下流、圏央道下流の3カ所となりますが、水難事故等の際に救助用ボート等を引き上げようとするには無理な勾配ではないかというご指摘もございました。また、県管理河川である新利根川においては、町に接している区域において、こうした救難救助用に活用できるスロープの整備は行われておりません。新利根川や利根川での水難事故発生時においては、主に稲敷広域消防本部等が所有している救助ボート等により救助活動を行うこととなりますが、実際の救助活動では人力で上げ下ろしができる救助用ボートの使用が多いと聞いております。

ご質問いただきました新利根川及び利根川への新たな救難救助用スロープの整備については、それぞれの河川管理者である茨城県及び国が行うことが望ましいと考えておりますが、町の事業として新たな救難救助用スロープの整備を行うためには、それぞれの河川管理者である茨城県及び国の担当部署との協議により占有の許可等を得た上で施設整備を行うこととなります。特に新利根川への救難救助用スロープの整備については、スロープ本体の整備に加え、川に接している町道の改修工事等を行うことも必要ではないかと考えております。また、利根川への救難救助用スロープの整備については、つつみ運動公園前の川岸には河川管理者である国が設置した護岸の浸食を防止する地固め用のコンクリートブロックがありますが、町が救難救助用スロープを整備するため、このコンクリートブロックの一部を撤去または移動することについては、国の担当部署からは、利根川の治水対策上、問題が生じる懸念があるとも指摘されております。

町が新利根川及び利根川に新たに救難救助用スロープを整備するためには、それぞれの河川における整備の条件や設備の維持管理方法、また、救難救助用スロープ整備にかわる代替案の検討等も含めて、河川管理者である茨城県及び国、そして救難救助の主軸ともなる稲敷広域消防本部等とも協議を行う必要がございます。町による救難救助用スロープの整備については、施設整備に係る条件や町の財政負担等も十分に検証し、町長や財政担当等とも相談しながら検討をしていく課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） 今後、ぜひとも前向きに検討して欲しいと思っておりますけれども、今回は水難救助用として絞って質問しておりますので、この後、ごみ問題なども質問させていただきますけれども、川とか空き地でも利用することによってきれいになると、使う人が管理監督する、今後利用するような事案も恐らくあるはずですから。それと、工事をするにしても、いろいろ方法はあると思うんです。その利根川の問題にしても、今コンクリートでやってある部分、それじゃなくて、その切れ目の部分が相当あるんですよ、あの公園の先にね。だから、そういうものもあるし、稲広の消防の意見も聞いておりますけれども、現在では訓練の際に、利根川においては、茨城側ではボートなど上げ下ろしに適切な場所がないということで、遠方の場所を借用して、そこらか上げ下ろしをするといった方法をとっているようです。

いずれにしても、河内町に接するこの新利根川と利根川のこの2本の川ですから、危険な場所と敬遠しないで。今までそういうような考えでしたから、そうでなくて幅広く利用できる水辺の公園としてでも整備されれば、温暖な時期には水辺でイベントをやれると、また、昨年からやりました冬の時期にはイルミネーションと、河内の景色もそういったことで好転されてくるのではないかと、そういうふうを考えているんですけれども。今回は救難救助用として提案しておりますから、そういった方向なんですけれども。私の広い範囲で見ると、河内町の景色を好転させるため、それで、できるだけ若い人からお年寄りまで集えるような公園らしきものがあつたらいいのではないかと、そういうふうなものも考え合わせて今回質問したわけなんですけれども。この後、ちょっと町長、お考えありましたら。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の篠原議員のお話を伺って思ったことは、やはり関係者が現場に行って状況を見ながら話をまずするのが一番いいのかなというふうに感じました。利根川は現在、たしか3カ所、スロープありますけれども、1カ所は緩いはずなんです。ですから、そのあたりも含めて、例えば消防の関係の方、利根川の河川管理の方、新利根川であれば県の関係者の方に来ていただいて、現地で状況を見ながら相談するというのが一番いいのかな、そういうことをまず始めればいいのかなというふうには感じました。ですから、そういう方向で動いてみても、私は、いいなというふうに思いました。

以上です。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ありがとうございます。恐らく町長も前向きに検討してくれると思いますので、期待しております。

それで、次の質問に移ります。環境問題です。町に散らばるごみ問題です。

これは何も説明する必要はないくらいですけれども、ごみ等の不法投棄は時には処罰さ

れるとったところもあろうと思いますが、何気なくぼいと捨てるペットボトル、また、いつも同じ場所に決めたように捨てられたレジ袋のごみ、どんな気持ちで捨てているのか。悪いと思いつつ捨てているのだと思いますけれども、いずれにしてもそこかしこに捨てられているごみ、何とかしたいと考えますが、これは私だけではないと思っております。余りにもひどく目に余る場所もあるように感じます。時には町を挙げての清掃大作戦も行っておりますが、改善されてこない寂しい現実があります。いずれの市町村でも同じような問題を抱えていることと思っておりますが、この片田舎で恥ずかしいことであると本当に思っております。道徳の欠如とをも考えますが、そんなことから河内町にもごみの不法投棄、ポイ捨て条例は設けてありますけれども、行使するのは難しいことであると感じます。しかし、何もしないで黙っているのは納得がいかないと思います。執行部として今日まで、どのような行動をとり、また、今後どのようなことが考えられるのかお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えします。

ごみの不法投棄やポイ捨てに対しては、都市整備課といたしましても大変苦慮しているところでございます。

現在の対策といたしましては、河内町清掃大作戦を年に2回実施しております。また、各団体及び企業において、自主的にごみ拾いを行っている団体がございます。町からは、ごみの袋の配布とごみ回収の支援を行っております。効果といたしましては、最もポイ捨てされる場所は公共用地で、主に道路の路肩等です。清掃してきれいになることはもとより、町民等がごみ拾いをする事、その姿を見ることにより捨てる人の意識が変わればと考えております。

また、各地区においてポイ捨ての多い場所には、区長より要望があれば、河内町、龍ヶ崎警察署連盟の注意喚起看板をお渡しし設置していただいております。

今後、河内町ごみの散乱防止に関する条例に沿って環境美化指導員を委嘱し、ポイ捨ての監視や飼い犬を屋外で運動させる際のマナー等に関して指導を行っていただこうと考えております。指導員には、通常の散歩時に腕章をつけていただいたり、ふだんお使いの車にマグネット看板等をつけて町内を走行していただければと考えております。人のモラルに訴える活動でもありますので時間を要しますが、このような活動を行う予定でございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） ありがとうございます。

何か今回は前向きな姿勢が本当に見られて、ありがたいなと思っておりますけれども、やはり何か行動を起こす姿を見れば少しずつ改善されてくると信じて、ぜひとも積極的に進めてほしいと思います。

また、今後、小学校の道徳の時間帯にでも組み入れていただいたりして、そういったことを家庭内でも話題になるような方向になるといいんですけども、今回、通告にありませんので、教育長にお願いだけしておきますので、学校のほうが道徳の時間にでもちょっと入れられればなど、また後で質問させていただきたいと思いますので。

それでは、次の質問に移ります。空き校舎の利活用問題についてです。

この問題については、大体先が見えてきたように感じます。今回の質問は河内中学校の跡地問題ですが、私は役場庁舎として利用してはどうかということです。

以前にも庁舎問題として質問しておりますが、ご承知のとおりこの役場庁舎は昭和44年に新築され、今日まで働いてきたわけですが、相当に古さも感じられ、雨漏り等の修繕をしながら使っている状態、会議室等も極めて狭く、事務室にあっても人同士がすれ違うにも横に向き合えないと通れない、いろいろ不自由を辛抱しての毎日と思われまます。とって、ここで庁舎新築となれば、恐らく10億円、20億とかかるであろうし、計画によっては30億からかかる可能性もあります。果たして河内町として庁舎新築のために投じる財源は見込めるのか、これは疑問に思うところです。仮に校舎を改修するとすれば、方法にもよりますが、相当軽減されると思います。

河内町にも立派な歴史はあります。貴重な物品、書物を保管する場所もなく、図書館なども河内町にはありません。この際、河内中学校の跡地有効利用として、役場庁舎も考えの一つとして加えてはと思いますが、いかがでしょうか。担当課長、また、後で町長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

かわち学園への小中学校の統合に伴い、空き校舎を役場庁舎として利活用することにつきましては、平成29年第2回6月議会定例会において篠原議員からご質問をいただきましたが、以前のご質問では、役場庁舎の旧みずほ小学校空き校舎への移転についてご提案をいただきました。今回のご質問では、役場庁舎として旧河内中学校の空き校舎を利活用することについてお答えさせていただきます。

現在、町では役場庁舎として旧河内中学校の空き校舎を利活用することについての具体的な計画はございませんが、現在の役場本庁舎は建築後ほぼ50年が経過しております。ご指摘のとおり役場本庁舎は狭い上に老朽化が進み、修繕費や光熱水費等の維持管理費の負担がふえております。また、役場本庁舎は平成23年に耐震補強工事を行っておりますが、今後発生が想定される大規模地震等に対して、町の災害対策本部が設置される防災拠点として十分な機能が発揮できるかという懸念もございませす。

こうした状況を踏まえて町では、町長の指示により新しい役場庁舎の整備についての検討を始めております。新庁舎は将来のまちづくりの拠点となるものとして、行政サービスの向上や利用者の利便性、また、防災拠点等の複合的な役割を担うこととなります。町は

新庁舎建設についての総合的な検討を行うため、本年度から管理職員等により構成される新庁舎検討庁内会議を設置し、現在の役場本庁舎の課題の整理や新庁舎建設に当たっての条件等の検討を進めております。また、各課から選ばれた若手職員によるワーキンググループも設置し、管理職員から若手職員まで幅広い年齢層の職員の意見を取り入れた検討を行っております。

新庁舎の検討につきましては、ご質問いただきました旧河内中学校の空き校舎の利活用も選択肢の一つであると考えられますが、新庁舎に求められる諸条件や空き校舎を役場庁舎として長期間にわたり使用するための改築工事及び移転等に伴う財政負担等についても、町長及び財政担当等と十分な協議を行うことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） もちろん庁舎を新築するのは理想ですけれども、現在の河内の財政状況を見てもイバラの道といった感じはありますし、以前、私、質問したときには、課長おっしゃるようにみずほ小学校をとしましたけれども、いろいろな事情によってみずほ小は別の利用法となるようですから、今回、慌てて河内中をとということで質問させていただいているわけで、立地的にも中学校の建物の耐用年数からも遜色ないと感じております。

町長も新築をと考えているようですけれども、その建築する場所によっては用地買収からなるのではないかと思いますし、恐らく金額的にも相当額要するということになるのではないのでしょうか。どうなんでしょうかね。

理想は、課長おっしゃるように防災拠点から成る複合施設で、それで、まちづくりの拠点となるものであろうとは誰しもが思いますけれども、それでも、どこかで妥協点というものを見出さないと、なかなか難しい問題ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 総務課長が先ほど申し上げたように、今庁内で検討をさせています。というのは、将来、何年後になるか、またできないかどうかはわかりませんが、まず検討するってことは一つの価値があるんじゃないかということで、おっしゃったように河内中の利用も含めて、課長方だけじゃなくて若い人たちもということは、恐らく、この庁舎の50年後の将来を考えたときに、これから使う頻度の高い若い人たちがやはりどういう考え持っているかも含めて意見を聴取するという意味で、若い人たちの声も聞いたということなんです。そして、今年度に、4月以降に例えば外部の方も含めた検討会議を仮に設置したとすれば、そこでもやっぱり河内中学校の話も恐らく出ると思います。

ですから、そういう議論をするということが私は大切かなということで、まだまだ、例えばかわち認定こども園の件もありますし、いろいろやらなきゃいけないこともあると思

いますけれども、検討しておいて私はマイナスはないなというふうに思っています。そこで皆さんでいろいろな意見を出し合った中で積み上げていけばいいのかなと思いますので、必ずそれをやんなきゃいけないとかじゃなくて、まず検討すると。その検討するに当たっては、実際活用している周辺住民もそうですけれども、いろいろな意見がそこで出せるような環境づくりのためには、何の案もなくてもしょうがないから、まず役所の中で検討して、そして、地域の有識者の方にも入っていただいて、いろいろな意見をぶつけるといことが大事だという意味でやってみたらということですから、それで云々ということではないと思います。そういうふうな具体的な部分までじゃなくて、まず検討するといことが大切だという意味で検討させている状況であります。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ありがとうございます。

町長も、なかなかこの問題は、なかなか先に進めるのは難しいと思うんですけれども、おいそれとできるものではないので、十分検討していただいて、もちろん庁舎の中で、課長言ったように職員間で相談して検討して、それでまた、町の住民の方々にも納得のいかれるような利用法であるとか、庁舎を新築するにしてもどういう計画なされるのか、私も遠くのほうから見るような形になると思いますけれども、今後期待、皆さんにそういうふうにと検討して行って先へ進めて行ってほしいと思います。

今回これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は11時10分からとします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6 番諸岡周示君登壇〕

○6 番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。6 番諸岡周示です。また、傍聴にお越しの大半の方が退席なされましたけれども、議会に関心をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、小中一貫校が開校され、先日13日には小中一緒になって初めての卒業式がなされました。いつもこの3月には思い出すのが、先ほど篠原議員からもありましたように、あの未曾有の大災害、東日本大震災でございます。岩手県の役場職員、女子職員がですね、最後まで津波から非難をしてくださいと、防災無線で、皆さん早く逃げてください、早く逃げてください、叫びながら亡くなったことをいつも思い出します。非常にむなしい、そして悲しい大災害であります。そして、8年がたちました。人ごとのようには考えていけ

ないと私はいつも思います。時間の経過はあっという間に来てしまいます。

そういう中、きょうは、かわち革命・消滅可能性都市からの挑戦ということで、ちょうど2年前に第5次河内町総合計画が出されました。私もその委員でしたが、そのことについての町の取り組みや、これからどのようにそれを進めていくのかを質問いたします。と同時に、関連する行政改革における事務改善や、前回質問をいたしました役場庁舎機能について、先ほど篠原議員もありましたが、質問したいと思いますので、詳しいことは自席にていたします。

雑賀町長、そして担当課長には、わかりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 通告により、まず担当課長に質問をいたします。

この冊子ですね。第5次総合計画、かわちが目指す5年後の計画、ひと・しごと・まちづくりについて、現在、雑賀町長を中心にいろいろなことを実行されています。また、今年度も予算計上されていますが、ドローンやライスジュレといった最先端技術を学び、全国にはばたく人材育成する教育プログラム策定の支援や新かわち直販センター、まちづくりの小さな拠点のネットワークステーションなど、いろいろなことを計画しています。

3月3日にはライスジュレを使ったレシピコンテストがありました。グルテンフリーレシピ発掘をして一般家庭にどのようにそれをPR、宣伝をするのか。また、ドローンによるコンテストも先週ありました。そして、かわち直販センターの件についても、最高裁の結審がつかしました。そのようなことから、この計画、3年目に入ろうとしている総合計画ですが、これから具体的な進め方について、人的な部署も含めて、担当課長の答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問についてお答えさせていただきます。

第5次河内町総合計画につきましては、河内町総合計画策定条例の規定に基づき、平成29年度から平成38年度までの10年間の本町が目指すまちづくりの基本的な指針として、平成29年3月定例会において提案し、ご承認をいただき、計画の実現に向け各課一体となり推進しているところでございます。

また、第5次総合計画の策定に当たりましては、諸岡議員を初め議会議員の皆様からも理事として慎重審議をいただき、野澤議長には審議会の会長として会務の総括にご尽力をいただきました。

この第5次総合計画では、民間の政策提言組織日本創成会議が2014年に発表した消滅可能性都市896市町村の中の一つとして河内町も指名されたことをマイナスの要因として捉えるのではなく、このことを好機として捉え、かわち革命・消滅可能性都市からの挑戦をテーマに掲げ、ひと・しごと・まちを計画の基本構想とし、前期5年、後期5年の計画期間をもって各分野別に施策を展開しております。

基本構想ひとでは、よそにない教育立町として、今年度開校いたしました小中一貫校であるかわち学園での英語教育や国際交流に力を入れていくことで、質の高い魅力ある教育の充実と、ふるさと教育かわち学の導入による郷土愛の高い人材の育成などを施策として推進しております。

しごとでは、米で世界を驚かすとして、河内町の基幹産業でありますお米の消費拡大と高付加価値化や農業所得の向上が期待できる新たな食材としてのコメゲル、ライスジュレですね。こちらの需要拡大に向けた取り組みを推進しております。ライスジュレにつきましては、平成27年度に策定いたしました河内町総合戦略の中でも、6次化商品の開発を通して商品化を進めているところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、国が進める地方創生関連交付金事業として事業計画期間3カ年の採択を受け、平成28年度には幕張メッセで開催されました国際食品・飲料展FOODEX JAPAN2016への出展、平成29年度と今年度につきましては、ライスジュレを原料に用いたグルテンフリー食品の新たな開発を目的としたグルテンフリーレシピコンテスト決勝大会をライスジュレジャパングルテンフリーレシピコンテストinかわちとして中央公民館で開催したところでございます。このライスジュレレシピコンテストでグランプリとなったレシピにつきましては、ライステクノロジーかわちを通してグルテンフリーメニューを提供するレストランやカフェを初め、各方面の拡大に努めております。

河内町といたしましては、学校給食のメニューとして導入を検討してきたところでございます。昨年11月22日の学校給食として提供することができましたライスジュレを原料とした学校給食の提供につきましては、6次化商品の開発だけでなく、小麦によるグルテンアレルギーを持つ児童生徒にも安心して提供できることから、今後、学校給食メニューとして普及拡大につなげていきたいと考えております。

このほか、ライスジュレを原料に商品化され市場に流通しているものがありますので、こちらにつきましては、町特産品としてふるさと寄附の返礼品に加えるなどの準備を進めております。

また、これまでに河内町食改善グループなどを初めとする各種団体の皆さんや町内外の商店において開発検討されてきた6次化商品につきましても、今後、直販センターのリニューアルに合わせて、これら食品の販売及びPRにつなげていきたいと考えております。

同じくしごととして、ドローンと新しい農業技術を生かした産業の集積として、農業従事者の高齢化や後継者不足などに備え、農地の集約化による農業の効率化やドローン等の先端技術を活用した農業経営の高収益化に向けた取り組みについてもテーマに掲げております。

先日3月9日には、昨年度に続き、国の地方創生関連交付金を活用したドローンによる農業利用の可能性を探るコンテストを、旧金江津中学校等をドローンの研究開発拠点として利活用している株式会社アイ・ロボティクスと共同開催いたしました。一般の来場者

に加え、農業関係者と見られる方も多く来場されており、関心の高まりが見受けられたところでもあります。このようなイベントが河内町で開催できることを通して、農業従事者と技術開発に携わる方々が直接的に情報交換及び実証実験等もできる新たな農業技術の集積及び発信の拠点として、専門的知識を有した人材の育成につなげていきたいと考えております。

基本構想まちでは、不便なりに便利な町にとして、不便ながらも日常生活に支障を来すことがなく、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指しております。

その中の一つとして、町の拠点づくりとして、小中学校の統合に伴う空き校舎を初め、町内の空き家、空き施設利活用による小さな拠点づくりをテーマに掲げており、旧給食センター、長竿邸のほか、旧小中学校の再利活用を進めているところでございます。

直販センターにつきましては、これら小さな拠点をつなぎ合わせるネットワーク化の拠点として、また、町の活性化を促進する役割を担う重要な施設として総合戦略にも掲げているところでございます。施設につきましては、建築後約20年が経過しており、老朽化が見受けられる箇所もあることから、他の直売所にはない魅力ある施設としてのリニューアル計画を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 答弁はいいんで、先ほどの直販センターの改修という話がありましたけれども、やはりいつも思うんですけれども、町、行政だけじゃなくてやっぱり外部も入れて改修もいろいろな検討をなされ、そして、これは経済課になっちゃうんですけれども、出荷者に対してのいろいろな協議会やら運営する、そういう会をできれば早目に設置して、もっともっといういろいろな意見を集約しながら新しい直販センターに私はしたいと願っております。よろしく申し上げます。

次に、計画の質問と関連することですが、行政改革、総合計画を進めている中で事務改善について質問をいたします。

河内町は、基幹産業は農業であります。そして、農業の政策は本当に目まぐるしく変わっています。また、冒頭の災害の話をしたんですが、2週間ほど前には、きょうも実はちょっと新聞等でありましたけれども、今後、大地震が30年以内に起きる確率が高まっているということも新聞やテレビなどで大きく報道されました。また、これは町の対応なんですけれども、「日経新聞」に、きょう、避難所の設定はされているけれども、確定がされていないというのが、茨城県の44市町村ある中で二つの町村が確定されていないんだそうです。その中で河内町もその一つに入っているというようなことから、それと同時に成田空港のさらなる機能強化について、いろいろな意見や議論なされています。

私は、河内町の経済課や企画財政課、そして先ほど言った総務課などに、本当に事務改善を特に、私、必要ではないかと感じております。また、12月の議会でも成田空港のさら

なる機能強化について同僚議員から同じような課が必要と、設けてくださいというような話があったと思うんですけれども、やはり行政改革を進めながら専門的な職員も早急に、私、置くべきだと考えます。これからまちづくりをするためには本当に必要だと思いますけれども、まず、総務課長に、その辺をお尋ねします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

町では平成27年度から新行政改革を推進しておりますが、この新行政改革は、これまでの第5次行政改革大綱までの行政改革の内容を継承しつつ、持続可能な財政構造の確立に向けてさらなる改革を進めていくものです。

新行政改革につきましては、毎年、町のホームページ及び「広報かわち」により主な取り組み状況等をお知らせしておりますが、「広報かわち」の平成30年7月号では、新行政改革の主な取り組み状況として、収納率の向上対策の推進、コンビニエンスストアによる町税等の納付、職員数の適正化による人件費の推移等、住民票、印鑑証明書、税務関係証明書の休日受け取りの実施等についてお知らせしております。

ご質問は、町の基幹産業である農業分野や行政ニーズが大きくなっている防災分野、成田空港のさらなる機能強化に対する対策等について、経済課や企画財政課、そして総務課などには職員の配置を含めた事務改善が特に必要ではないかというご提案であると考えております。

町は、事務事業の見直しによる職員定数の適正化の推進を図っておりますが、平成30年4月1日現在での正職員数は120名で、5年前と比較すると、職員数で17名、人件費総額では年間で8,169万9,000円の削減となっておりますが、行政ニーズの多様化等に対応するため、職員定数の適正化の推進とともに職員の配置の適正化も図っております。

また、町は行政改革の担当課である秘書広聴課において、新行政改革の諸課題に対して、各年度における取り組み状況の取りまとめと公表を行っておりますが、平成30年度は各課に対して、事務改善に係る要望事項の報告を求め、報告に対する各課へのヒアリングを行った上で、事務改善に係る要望等についての整理及び検証を行っております。

ご提案いただきました事務改善が特に必要な課等に専門的な職員を配置することにつきましては町長とも相談し、また、各課からの事務改善の意見等も踏まえて行政ニーズの多様化や増大等に対応するため、さらなる職員の適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 課長、よろしく申し上げます。

次に、同じような質問になりますけれども、役場庁舎の機能について質問いたします。

先ほど篠原議員からも質問ありましたように、この庁舎、50年がたっていて、県下でも一、二番に古い庁舎です。そして、せんだって新聞も見ましたけれども、大子町でも、

今度、新庁舎のほうを予算化されているようです。通路が狭いことや本当に会議室が少ない、お昼時に休憩室がないとか、いろいろな住民の皆さんから意見が出ています。その中で先ほど町長から答弁もありましたように、検討はしますよと。ということで、私は外部からも入れて本当に早くその検討委員会を立ち上げていただきたいと思いますよ。それと、なぜ言うかという、先ほどと関連することですけれども、大地震が近々来るよと、30年で来ますよと、この外ブレース工法でこの庁舎は壊れると思うんです、私。だから、早く本当に検討して、なってからでは困るんで、本当にお願いしたいと思うんですね。行政が一つになることや災害時の避難所の場所になるし、コミュニティーの場所にも本当に総合的な庁舎が必要だと私は思うんですね。

新築より改修のほうが費用がかさまらないので、やっぱり私も河内中学校を改修してというような考えを持っています。ただ、住民の皆さんにアンケートの調査などを実施も含めて、そのようなことをしたらどうかと思いますけれども、まず、総務課長に答弁をいただいて、その後、総括的に雑賀町長のほうちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの篠原議員のご質問への答えと内容が重複する部分もございますが、ご指摘のとおり役場本庁舎は建築後50年ほどが経過しておりまして、老朽化に伴う設備面等での課題や、会議室や収納を初めとして十分な執務スペースを確保できていないという課題がございます。この老朽化が進み修繕費や光熱水費等の維持管理費がふえている課題がございますし、そういったことを踏まえて町では現在、町長の指示により、管理職員や若手職員による庁内検討会議等において新庁舎の整備についての検討を行っているところでございますが、今後は、先ほど町長のお答えにもございましたが、外部委員も含めた新庁舎検討委員会の設立について町長と相談してまいりたいと思います。

次に、新庁舎の整備につきましてですが、こちらにも新たに建築をするのか空き校舎等を利活用しての改修や改築で対応するのかにかかわらず、大きな財政負担を伴うこととはなりますので、整備費用の財源の確保や新庁舎整備に係る諸課題についても、町長及び財政担当等と十分な協議を行うことが必要であると考えております。

また、ご提案いただきました新庁舎建設に係る住民アンケートの件ですけれども、アンケートの実施の方法や内容等につきまして、他の自治体等の事例も参考として検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、先ほどの事務改善の中での専門的などという部分については、どういう形の専門職員が必要か、これは具体的にちょっとまた議員も含めた中で検討してもいいのかなというふうに感じました。どういう専門職が必要かということは、また相談

をしていきたいと思えます。

それと、検討委員会は、たしかこの新年度の予算に委員の報酬としてのせてあると思えます。ですから、具体的には、4月以降に委員会を設置していくという流れになると思えます。

そして、今、諸岡議員から話が出たように、やはりおっしゃるようにこの30年の間に大きな地震が、非常に具体的に、そういうことがわかってきたということをも新聞とか放送関係でよく耳にするんですけども、本当にそうなったときに災害対策本部がしっかり機能するののかということと、あと、地域の住民の方が現実的に、今、稲広のほうでやっと河内が水没したときの避難先としての避難場所が煮詰まってきたということで、それが煮詰まれば、現実的にそこに避難するということを実行しなきゃいけないというふうに今考えております。

それと、新庁舎の中でよく今言われているのが、本当に多機能的な避難所も含めた、住民が利用している中に庁舎があるんだみたいな考え方もあってもいいんじゃないかということも実は話にちょっと出ています。というのは、今、役場の職員が使っていますけれども、現実的には住民の方が使える庁舎ということは、例えば、そこにクリニックが入るとか、カフェがあるとかですね。住民の人が来てそこを非常に利用頻度が高くなるような中に、庁舎がっていうか、役場の機能があるみたいなことが、これから私は必要じゃないかというふうに思っているんですね。

ですから、そのあたりも含めての、今後、皆さんのいろいろな意見をもらった中で、財政的な部分も、もちろん一番肝心ですけども、それを含めた上で多方面の意見を聞きながら、なるべくそういう防災拠点も考えますと、早急な対応というのにも必要なのかなというふうに考えております。そういう中に議員の皆さん方にも入っていただいて、本当にみんなできり組むのがいいのかっていうことを考えていただければと思えます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

防災も今、話出ましたけれども、私も含めて、こういう話はもう2年以上も前から私は質問をしています。一向に進まない。ちょっと余談になりますけれども、先ほど議員控室で開会になる前に先輩議員が、今議会何やってんのよと、そういうような苦情が電話入ったっていう話を聞かされたときに、もっともっと行政と議会が一体となってやっていけなかなとすごく思うんですね。そんな中で、やっぱり雑賀町長にはさらなる行政のかじ取りと、より腰を据えて計画実行を切にお願いをして質問を終わりにしたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（野澤良治君） 日程 2、議案第 1 号 河内町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 河内町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 3、議案第 2 号 河内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 河内町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 4、議案第 3 号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 河内町医療福祉費支

給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 5、議案第 4 号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 河内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 6、議案第 5 号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 6 号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第7号 河内町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 河内町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第8号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度河内町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第9号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第10号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第11号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成30年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程13、議案第12号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第13号 平成30年度河内町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成30年度河内町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程15、議案第14号から議案第20号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月6日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成31年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長星野初英君登壇〕

○予算審査特別委員長（星野初英君） 予算審査特別委員会審査報告をさせていただきます。

去る3月6日開会されました平成31年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

議案第14号 平成31年度河内町一般会計予算

議案第15号 平成31年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成31年度河内町介護保険特別会計予算

議案第17号 平成31年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第18号 平成31年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成31年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度河内町水道事業会計予算

以上7議案について、3月6日、7日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

平成31年3月15日

予算審査特別委員会委員長 星野初英

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第20号は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

議案第14号から議案第20号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程16、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、諸岡周示君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸岡周示君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸岡周示君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

○議長（野澤良治君） 日程17、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成31年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員